

# 消火器の規格・点検基準の改正について

近年発生している老朽化消火器の破裂事故を踏まえ、同種の事故防止を図るため、消火器の技術上の規格及び消火器の点検基準等が改正されました。

## 改正に伴う主な消火器の変更点

- ① 消火器の規格省令の改正
- ② 点検基準の改正

1

## 消火器の規格省令の改正

### 1 改正の概要

消火器の標準的な使用期限や廃棄時の連絡先等の安全上の注意事項等について新たに義務付けられました。

- (1) 旧規格消火器は、平成 24 年 1 月 1 日に型式失効※<sup>1</sup>となりました。
- (2) 平成 24 年 1 月 1 日以降は、旧規格の消火器を新規に製造・販売・設置はできません。

**ポイント** ※1 型式失効

型式失効とは、規格省令等の改正により、既に型式承認を受けた機器の形状等が規格に適合しなくなり、型式承認の効力を失うことをいいます。失効した場合、消火器として認められなくなります。

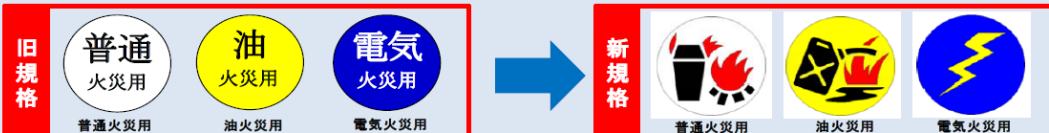
### 義務化された表示事項の一例（業務用消火器）

The diagram shows a fire extinguisher with several callouts:

- A**: 「蓄圧式」、「加圧式」の区別 (Distinction between 'Pressurized' and 'Charged') with buttons for 「蓄圧式」 and 「加圧式」.
- B**: 住宅用消火器でないこと (Not a residential fire extinguisher) with a button for 「業務用消火器」.
- C**: 使用時の安全な取扱いに関する事項 (Safe handling during use), 維持管理上の適切な設置場所に関する事項 (Appropriate installation location for maintenance), 点検に関する事項 (Inspection), and 廃棄時の連絡先及び安全な取扱いに関する事項 (Contact information and safe handling during disposal).
- D**: 順次、この絵表示のある消火器に交換しなければならない。 (Gradually, you must replace with fire extinguishers having this pictogram.) 消火器が適合する火災の絵表示(国際基準に準じたもの)等を図示 (Illustrate pictograms for fires the extinguisher is suitable for, following international standards).
- E**: 消火器交換の目安の表示が義務付け (Mandatory display of replacement criteria). 標準使用条件下で使用した場合、安全上支障なく使用できる (When used under standard conditions, it can be used safely without issues). として統計上設定される標準的な期間または期限 (Standard period or deadline set statistically). 設計標準使用期限 (Design standard use period) 20××年まで (Up to 20×× years). 設計上の標準使用期限を超えて使用されますと毎年劣化によるけ等の事故に陥るおそれがあります。(If used beyond the design standard use period, there is a risk of accidents such as annual deterioration).

### 旧規格と新規格の消火器を見分ける方法は？

「消火器が適応する火災の絵表示」が新たに追加となり、この絵表示が表示されているのが新規格の消火器です。

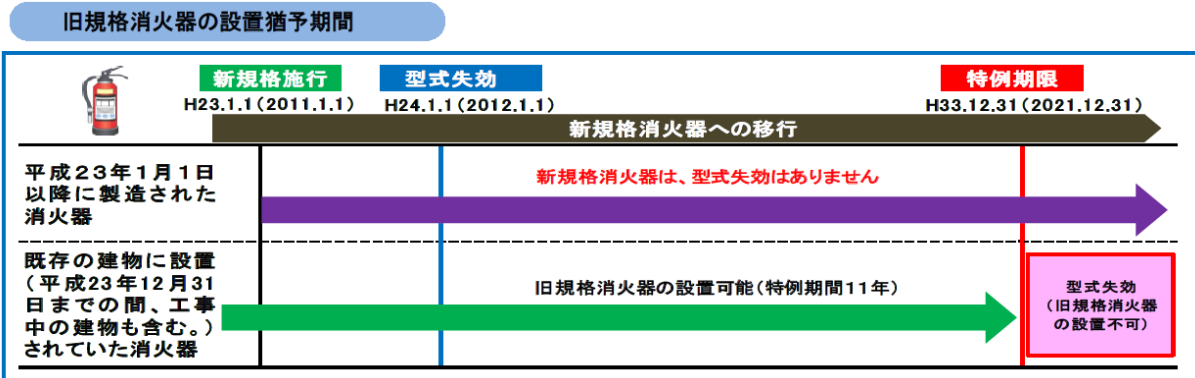


## 2 改正に伴う既設消火器の特例について

### (1) 防火対象物に既に設置されている消火器について

改正規格省令の施行（平成 23 年 1 月 1 日）の際、改正前の規格に基づき既に防火対象物（危険物施設に設置する消火器含む）に設置されている消火器等について、施行後 11 年間（平成 33 年 12 月 31 日まで）は特例として設置が認められます。

つまり、既存消火器は、特例として平成 33 年 12 月 31 日まで設置が可能です。



### (2) 改正された規格省令について

今回の改正に伴い以下の規格省令が改正されました。

- 消火器の技術上の規格を定める省令

## 2

## 点検基準の改正

### 1 改正の概要

蓄圧式消火器の機器点検の開始時期を製造後 3 年から 5 年に改めるとともに、製造年から 10 年を経過したもの又は、消火器の外形の点検で本体容器に腐食等が認められたものに対する耐圧性能点検※<sup>2</sup>が義務付けられました。なお、耐圧性能点検を実施した消火器はその後、3 年に 1 回の耐圧性能点検が必要となります。

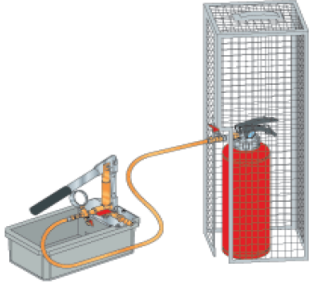
#### ポイント ※2 耐圧性能点検

消火器（二酸化炭素消火器及びハロゲン化物消火器を除く）のうち、以下の対象について耐圧性能点検（水圧試験）が義務付けられた点検をいいます。

対象	① 製造年から 10 年を経過したもの ② 外形点検において本体容器に腐食等が認められたもの ※ 製造年から 10 年を経過したものは、経過措置により平成 26 年 3 月 31 日までの間に抜き取り方式により実施することになります。
----	---

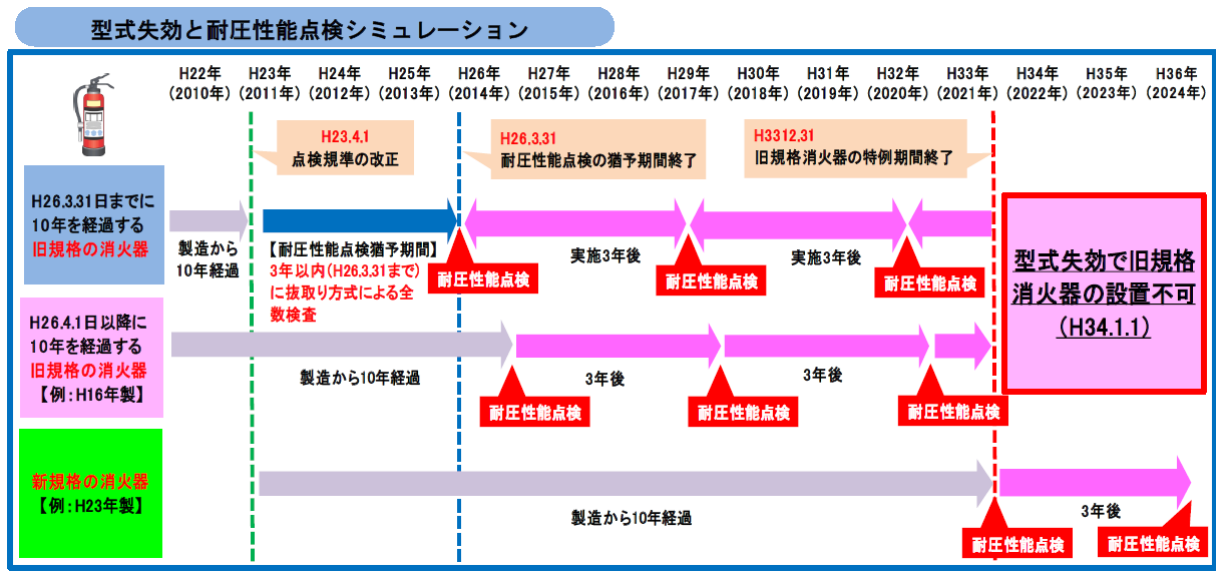
**■ 耐圧性能点検**

点検は、変形、損傷又は漏水等がないか本体容器・キャップ（蓋）に所定の水圧をかけて検査（水圧試験）する。



【耐圧試験機による水圧試験】

2 改正に伴う既設消火器の耐圧性能点検に関する特例と点検サイクルについて



3 消火器具点検表の追加事項について

耐圧性能点検事項が下記のとおり追加されました。

**■ 消火器点検票**

ろ過網																				
放射能力																				
消火器の耐圧性能																				
消火器具	外形	重量																		
備考																				

「消火器の耐圧性能」が点検項目に追加

4 消火器点検に関して改正となったその他の項目は以下のとおりです。

- 機器点検（消火器の内部及び機能に関する点検方法）の内容が改正されました。蓄圧式消火器の機能点検開始時期が3年から5年に変更となりました。

圧力方式	改正前	変更後
蓄圧式消火器	製造年から3年を経過したもの	製造年から5年(緩和)
加圧式消火器		製造年から3年(従来どおり)

## 消火器の内部及び機能に関する点検方法

＜抜き取り方式による確認試料の作成要領＞

消火器の区分		確認項目	
器種	対象	放射能力を除く項目	放射能力
粉末	加圧式 製造年から3年 を経過したもの	1 確認試料(確認ロット)の作り方 器種(消火器の種類別)、種別(大型、小型の別)、加圧方式(加圧式、蓄圧式の別)の同一のものを1ロットとすること。ただし、製造年から8年を超える加圧式の粉末消火器及び製造年から10年を超える蓄圧式の消火器は別ロットとする。 2 試料の抜き取り方 ①製造年から3年を超え8年以下の加圧式の粉末消火器及び製造年から5年を超え10年以下の蓄圧式の消火器は5年でロット全数の確認が終了するよう概ね均等に製造年の古いものから抽出する。 ②製造年から8年を超える加圧式の粉末消火器及び製造年から10年を超える蓄圧式の消火器は2.5年でロット全数の確認が終了するよう概ね均等に製造年の古いものから抽出する。  注:2000年製造品は、2004年点検から3年を超えていると判断する。	抜き取り数の50%以上
	蓄圧式 製造年から5年 を経過したもの		

### 消火器の点検サイクル(蓄圧式と加圧式の比較)

